

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新
根拠条例・規則名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 4 1 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話：048-829-1309)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第25条 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の7、第34条の8、第34条の9、第34条の11、第34条の12、第34条の14、第34条の15、第34条の16、第34条の17、第34条の18、第34条18の2、第34条18の3、第34条の19 ○さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第58号)
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成26年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成21年4月1日最終改正
備 考		